

先進医療として認められている医療技術 に関する広告について

1 先進医療として認められている医療技術の取扱いについて

広告告示第2条第2号において、「評価療養（※）」の1つである先進医療については、その実施に関して地方社会保険事務局に対する届出（以下「届出」という。）を行っている保険医療機関において、評価療養として行う場合には、その内容等の広告が可能である。

このほか、先進医療として認められている医療技術（以下「先進医療」という。）について、保険診療と併用せずに自由診療として実施する医療機関が当該医療技術の内容等の広告を行うことの可否について、具体的な取扱いを整理すると以下のとおり。

※厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）により規定

（1）広告が認められない医療技術

先進医療を実施する医療機関として医療技術ごとに設定された一定の施設基準（以下「施設基準」という。）を満たしていない医療機関において実施される当該医療技術については、「評価療養と同一の検査、手術、その他の治療の方法」として広告はできない。

(2) 広告が認められる医療技術

施設基準を事実上満たす医療機関において実施される当該施設基準に係る医療技術については、「評価療養と同一の検査、手術、その他の治療の方法」として広告可能であるが、施設基準を満たしているかどうかについては、広告を行うに際し、関連告示等に照らして、十分な確認を行うことなどにより、確実に期す必要がある。

なお、図示すると以下のとおり。

	<u>施設基準を満たさない医療機関</u> において実施される医療技術	<u>施設基準を満たす医療機関</u> において実施される医療技術
届出を行っている医療機関において自由診療として実施される場合	—	広告可能
届出を行っていない医療機関において自由診療として実施される場合	広告不可	広告可能

2 その他

以上の取扱いについてはQ&Aで周知予定。

◎医療法第6条の5第1項第11号

第6条の5 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

(略)

- 11 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）

(以下略)

◎医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年3月30日厚生労働省告示第108号)(抄)

第2条 法第6条の5第1項第11号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

(略)

- 2 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)に規定する検査、手術その他の治療の方法

(略)

- 4 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付並びに公費負担医療に係る給付(以下「医療保険各法等の給付」という。)の対象とならない検査、手術その他の治療の方法のうち、第1号又は第2号の方法と同様の検査、手術その他の治療の方法(ただし、医療保険各法等の給付の対象とならない旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。)

(以下略)